デイサービスセンター結いの里

# 利用契約書

社会福祉法人　玉寿会

# 「指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護」

# 利用契約書

利用者＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と社会福祉法人玉寿会（以下「乙」という。）とは、乙が運営するデイサービスセンター結いの里（以下「事業所」という。）において、事業所から提供される認知症対応型通所介護サービス及び介護予防認知症対応型通所介護サービス（以下「通所サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下『本契約』という。）を締結する。

（目　的）

第１条　乙は介護保険法令の趣旨に従い、甲がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、甲に対し、第４条及び第５条に定める通所サービスを提供する。

２　乙が甲に対して実施する通所サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は、別紙『（重要事項説明書）』に定めるとおりとする。

（契約期間）

第２条　本契約の有効期間は、契約締結日の日から６ヶ月とする。契約期間満了の２日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に６ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。

２契約満了の２日前までに甲から乙に対して文書により契約終了の申し出がない場合には、契約は更新されたものとする。

（通所サービス計画の作成・変更）

第３条　乙は甲に係る居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下「ケアプラン」という。）が作成されている場合には、それに沿って甲の認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画（以下「通所サービス計画」という。）を作成するものとする。

２　乙は甲に係るケアプランが作成されていない場合でも、通所サービス計画の作成を行う。その場合に、乙は甲に対して居宅介護支援事業者等の紹介や、ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとする。

３　乙は通所サービス計画について、甲に対して説明し、同意を得るものとする。

４　乙は甲に係るケアプランが変更された場合、もしくは甲の要請に応じて、通所サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、甲と協議して、通所サービス計画を変更するものとする。

５　乙は通所サービス計画を変更した場合には、甲に対し書面を交付し、その内容を確認し、同意を得るものとする。

（介護保険給付対象サービス）

第４条　乙は介護保険給付対象サービスとして、事業所において、甲に対して、日常生活上の支援及び機能訓練等を提供するものとする。

（介護保険給付対象外サービス）

第５条　乙は甲との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所サービスを提供するものとする。

２　前項の他、乙は重要事項説明書のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとする。

３　前２項のサービスについて、その利用料金は甲が負担するものとする。

４　乙は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて甲の家族等に対しても分かり易く説明するものとする。

（契約期間と利用期間）
第６条　本契約でいう「契約期間」とは、第２条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第２条で定められた契約期間内において、乙が甲に対して、現に通所サービスを実施する利用期日の利用時間をいう。

（運営規程の遵守）
第７条　乙は別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、甲に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとする。
２　本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、乙、甲ともに遵守するものとし、乙がこれを変更する場合には、甲に対して事前に説明するものとする。
３　甲は前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

（利用料金の支払い）
第８条　甲は要介護及び要支援又は基本チェックリスト該当（以下「認定」という。）に応じて、第４条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：負担割合証に応じた利用料金の１割、２割又は３割）を乙に支払うものとする。但し、甲がいまだ認定を受けていない場合又はケアプランが作成されていない場合には、利用料金を一旦支払うものとする。（認定後又はケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻される（償還払い）。
２　第５条に定めるサービスについては、甲は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた利用料金を乙に支払うものとする。
３　前項の他、甲は食事代とおむつ代等、甲の日常生活上必要となる諸費用実費を乙に支払うものとする。
４　甲は、第３項に定める利用料金を乙より月末までに集計し、翌月の請求後速やかに支払うものとする。

（利用日の中止・変更・追加）
第９条　甲は第６条に定める利用期日前において、通所サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合には、甲は通所サービス実施日の前日までに乙に申し出るものとする。
２　甲が利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を乙に支払いいただく場合がある。但し、甲の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではない。
３　乙は第１項に基づく甲からのサービス利用変更・追加の申し出に対し、事業所が満員で甲の希望する期日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を甲に提示し協議するものとする。

（利用料金の変更）
第１０条　第８条第１項に定める利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、乙は当該利用料金を変更することができるものとする。
２　第８条第２項及び第３項に定める利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、乙は甲に対して、変更を行う日の２ヶ月前までに説明をしたうえで、当該利用料金を相当な額に変更することができる。
３　甲は前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができる。

（乙及びサービス従事者の義務）
第１１条　乙及びサービス従事者は、通所サービスの提供にあたって、甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとする。
２　乙は甲の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の看護職員、もしくは主治医と連携し、甲からの聴取・確認のうえでサービスを実施する。
３　乙は非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
４　乙は甲に対する通所サービスの提供について記録を作成し、それを５年間保管し、甲もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとする。

５　乙はサービス提供時において、甲に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（秘密保持等）

第１２条　乙及びサービス従事者又は従業員は、通所サービスを提供するうえで知り得た甲又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らさない。この秘密保持は、本契約が終了した後も継続するものとする。

２　乙は甲に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとする。

３　第２項に拘らず、甲に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、甲又は甲の家族等の個人情報を用いることができるものとする。

（甲の施設利用上の注意義務等）

第１３条　甲は、事業所の施設、設備及び敷地をその本来の用途に従って、利用するものとする。

２　甲は事業所の施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。

３　甲の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、甲及びその家族等と乙との協議により、施設、設備及び敷地の利用方法等を決定するものとする。

（甲の禁止行為）

第１４条　甲は事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されない。

一　決められた場所以外での喫煙

二　サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動及び営利活動等を行うこと。

（損害賠償責任）

第１５条　乙は本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負う。第１２条に定める秘密保持に違反した場合も同様とする。但し、甲に故意又は重大な過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとする。

２　乙は前項における損害賠償責任を速やかに履行する。

（損害賠償がなされない場合）

第１６条　乙は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わない。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れる。

一　甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

二　甲が、通所サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

三　甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを起因とした事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四　甲が乙もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

（乙の責任によらない事由による通所サービスの実施不能）

第１７条　契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対してさらに当該サービスを提供すべき義務を負わない。

２　前項の場合に、乙は甲に対して、既に実施した通所サービスについては所定の利用料金の支払いを請求できるものとする。

（契約の終了事由・契約終了に伴う援助）

第１８条　甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、乙が提供するサービスを利用することができる。

一　甲が死亡した場合

二　認定により甲の心身の状況が「自立」と判断された場合

三　乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

四　施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能となった場合

五　事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

六　第１９条から第２１条に基づき、本契約が解約又は解除された場合

２　乙は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、甲の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努める。

（甲からの中途解約）

第１９条　甲は本契約の有効期間中、本契約を解約することができる。この場合には、甲は契約終了を希望する日の７日前までに乙に通知するものとする。

２　甲は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができる。

一　第７条第３項、第１０条第３項により本契約を解約する場合

二　甲が入院した場合

三　甲に係る居宅サービス計画が変更された場合

（甲からの契約解除）

第２０条　甲は乙もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができる。

一　乙もしくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める通所サービスを実施しない場合

二　乙もしくはサービス従事者が、第１２条に定める秘密保持に違反した場合

三　乙もしくはサービス従事者が、故意又は過失により甲の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の利用者が、甲の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、乙が適切な対応をとらない場合

（乙からの契約解除）

第２１条　乙は甲が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができる。

一　甲が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二　甲による第８条第１項から第３項に定める利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合

三　甲が故意又は重大な過失により乙又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つける等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四　甲またはその身元引受人ないしご家族（内縁関係等の関係者を含む）が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を事業者に対してなし、事業者の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難となったと認める場合。

五　乙は、甲の著しい背信行為により、契約を継続することが困難となった場合。

六　甲が認知症の原因となる疾患が急性の状態にあり、事業所において日常生活を送ることに支障があると考えられることから、法令上、指定認知症対応型通所介護の対象外となった場合。

（精　算）
第２２条　第１８条第１項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、甲がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第１３条第２項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を乙に対して負担しているときは、契約終了日からの一週間以内に精算するものとする。

（利用者代理人）
第２３条　甲は代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と業務の履行を代理して行わせることができる。
２　甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとする。

（身元引受人）
第２４条　乙は甲に対し、身元引受人を求めることがある。ただし、甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではない。
２　身元引受人は次の責任を負う。
一　甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
二　甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受けその他必要な措置をとること。

（合意管轄）
第２５条　この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所玉名支部を管轄裁判所とすることに合意する。

（苦情処理）
第２６条　乙はその提供したサービスに関する甲からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとする。

（ハラスメントの防止）
第２７条　職員は適切な通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害される事を防止するために方針の明確化と必要な措置を講じるものとする。

（虐待防止）
第２８条　事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。
一　虐待を防止するための職員に対する研修の実施
二　利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
三　その他虐待防止のために必要な措置
２．事業所は通所サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

（身体拘束等の適正化の推進）
第２９条　事業所は利用者または他の利用者の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
２．身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（協議事項）
第３０条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は甲と誠意をもって協議するものとする。

契約の成立を証する為、本証２通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

利用者　甲　　住　所

氏　名　　印

代理人
(選任した場合)　　住　所

氏　名　　印

身元引受人
(家族の代表)　　住　所

氏　名　　印

事業者　乙

| | |
|---|---|
| 住所 | 熊本県玉名市伊倉北方１５４２－１番地 |
| 事業者（法人）名 | 社会福祉法人　玉寿会 |
| 事業所名 | デイサービスセンター　結いの里 |
| 事業所番号 | ４３９０６０００１５ |
| 理事長 | 山田　勝徳　　印 |